

平成25年(ワ)第38号, 同第94号, 同第175号, 直送済
平成26年(ワ)第14号, 同第165号, 同第166号 原状回復等請求事件
原告 中島 幸 外
被告 東京電力ホールディングス株式会社 外1名

被告東京電力準備書面(22)

(UNSCEAR報告書からも本件事故による被ばく線量が年間20
ミリシーベルトを大きく下回るものと推測されること及び内部被ばく
に係る科学的知見等の低線量被ばくに関する知見の主張)

平成28年11月18日

福島地方裁判所 第一民事部 御中

被告東京電力ホールディングス株式会社訴訟代理人弁護士

同

同

同

同

低線量被ばくの健康影響に関する科学的知見については、既に、被告東京電力
準備書面(4)において主張したところである。

本準備書面においては、これらの主張に加えて、原子放射線の影響に関する国連科学委員会（UNSCEAR）の2013年福島報告書及び2015年報告書を踏まえても、原告らを含む住民らの本件事故後1年間の実効線量の推計値は避難指示の基準である年間20ミリシーベルトを大きく下回ること、また、内部被ばくに係る科学的知見及び本件事故後における食品の出荷及び摂取等の規制が速やかに講じられていることなどの状況を踏まえると、政府による避難指示対象区域外に居住していた原告らについては、中間指針追補等が定める相当な賠償対象期間を超えて、避難をし又はこれを継続すべき合理性は認められないものであり、中間指針等で示され、被告東京電力が公表している精神的損害に係る賠償額を超える部分については、本件事故との相当因果関係が認められないことについて明らかにするものである。

第1 UNSCEAR報告によれば、住民らの本件事故後1年間の実効線量の推計値は避難指示の基準である年間20ミリシーベルト（時間換算で3.8マイクロシーベルト/時）を大きく下回ること

1 UNSCEARについて

UNSCEAR (United Nations Scientific Committee on the Effects of Atomic Radiation: 原子放射線の影響に関する国連科学委員会) は、電離放射線の人体と環境への影響に対する懸念に応えるため、昭和30年(1955年)の国連総会で設置された国連の委員会であり、加盟国が任命した科学分野の専門家で構成される。

UNSCEARの事務局は、UNSCEARの年次会合を開催し、そこで精査すべき文書を準備するが、そのために、国連加盟国、国際組織及び非政府組織等が提出した関連データ並びに科学文献を取りまとめ、データの解析、関連

する科学的課題の検討，さらに科学的評価の実施を専門家に依頼する。その上で，年次会合の審議と承認を経てこれらの信頼できる評価結果が公表され，こうして，人々や環境の放射線防護に関する勧告や基準に関する科学的根拠が提供されることになる。

UNSCEARの評価は科学に根ざすものであり，UNSCEARは政策そのものを取り扱う組織ではなく，いかなる国，機関，営利団体，また政治的要請にも従うものではない（以上につき，丙B52「UNSCEAR：福島第一原子力発電所事故」）。

2 UNSCEARによる2013年国連総会報告書

被告東京電力準備書面（4）30頁で述べたとおり，UNSCEARは，平成25年10月の国連総会への年次報告書において，本件事故による放射性物質の拡散，住民・労働者の被ばく線量及び健康影響等について，80名を超える国際的科学者の専門的知見を踏まえ，2年以上をかけて検討を行った本件事故の放射線影響の評価結果を発表した（以下「2013年国連総会報告書」という。）。

2013年国連総会報告書においては，既に提出した丙B第17号証に記載があるとおり，本件事故の放射線影響評価について，以下概要の報告がなされた。

ア 本件事故後1年間の実効線量の推計値（大人）として，避難した住民（主に避難前又は避難中の被ばく）は10ミリシーベルト以下，そのうち，平成23年3月12日の早いうちに避難したケースでは約5ミリシーベルト以下，福島市の住民は約4ミリシーベルトとされている（1歳の乳児の実効線量は大人の2倍とされている。）。

なお，ここで前提とされている被ばく線量の推計は，実測値と比べてそれ

ぞれ3～5倍及び10倍大きいため、本報告書の推計は、実際より過大である可能性があると同委員会は評価している。

イ 本件事故による放射線被ばくによる死亡あるいは急性の健康影響はない。

ウ モデルによる線量推計結果及び実測値を踏まえると、住民及びその子孫において本件事故による放射線に起因する健康影響については増加が認められる見込みはない。

エ 県民健康管理調査における甲状腺検査において、嚢胞、結節、がんの発見率の増加が認められるが、これは高い検出効率によるものと見込まれる。

本件事故の影響を受けていない地域において同様の手法を用いて検査を行った結果から、福島県の子どもの間で見つかっている発見率の増加については、放射線の影響とは考えにくいと示唆される。

3 UNSCEARが公表した2013年福島報告書

UNSCEARは、平成26年4月2日、2013年国連総会報告書を実証する詳細な科学的附属書A「2011年東日本大震災後の原子力事故による放射線被ばくのレベルと影響」を公開した（丙B53、以下「2013年福島報告書」という。）。この2013年福島報告書には、本件事故の放射線影響に対する評価について、以下の記載がある。

ア 避難しなかった福島県内の住民の本件事故後1年間の実効線量の推定値（外部被ばく、吸入による内部被ばく及び経口摂取による内部被ばくの合計）は、成人1.0～4.3ミリシーベルト、10歳児1.2～5.9ミリシーベルト、1歳児2.0～7.5ミリシーベルトとされている。この数値は自

然放射線源によるバックグラウンド線量への上乗せ分である。データが不十分である場合には仮定を設けており、そのためこれらの数値は平均線量を実際よりも過大評価している可能性がある（28～29頁・89項）。

イ 福島県内では、20km圏内の避難区域に一部がかかる行政区画（南相馬市）と地表での沈着密度が高い行政区画（福島市、二本松市、桑折町、大玉村、郡山市、本宮市、伊達市）において、避難しなかった人としては最大の推定実効線量が得られ、事故直後1年間における成人の行政区画平均実効線量は2.5～4.3ミリシーベルトの範囲であった。1歳の幼児における事故直後1年目の平均実効線量は、成人の平均実効線量の2倍以内と推定された（29頁・92項）。

ウ 提示した線量推定値の主要な結果は、福島県で最も一般的である木造家屋に住む人々を対象としたものである。コンクリートの高層アパート又は木造モルタルの家に住む人々の線量は、それぞれ、推定線量の約25%又は50%である（32頁・99項）。

エ 食品への放射性核種の移行は、核種の放出が1年のどの時期に発生するかによって大きく影響を受ける。本件事故が発生した3月は、わずかな作物しか栽培されておらず、家畜は保存された餌を与えられていた。そのため、食品中の濃度は、事故が1年のうちでもっと遅くに発生していた場合（1986年のチェルノブイリ事故がそうであった）よりも低かった。本委員会は、一部の人々、特に計画的避難区域の人々が、高濃度の放射性核種に汚染された食物、すなわち地元で栽培された食物や採取したキノコや野生の植物、あるいは地元で捕獲又は狩猟した魚や獲物を避難する前に口にした可能性を無視することができなかった。そのような食習慣により住民の経口摂取による

実効線量の推定値が最大でおそらく10倍まで高くなる可能性はあるものの、公衆に対して広範囲に実施された生体全身測定の結果には、そのような高線量を示す証拠は見られなかった。また、事故発生時期が3月であったため、地元で栽培されていた食物は限られていたし、日本の多くの人々は、生鮮農産物や福島県から来た可能性のあるあらゆるものを回避することによって食物経由の放射性核種の摂取量を減らす措置を講じた。これらの人々の場合の経口摂取による線量は、本委員会が推定した値よりかなり低かったと思われる(32頁・101項)。

オ 避難者の本件事故後1年間の実効線量の推定値(外部被ばく、吸入による内部被ばく及び経口摂取による内部被ばく)は、予防的避難地区(平成23年3月12日から15日にかけて避難を指示された地区)において、成人1.1~5.7ミリシーベルト、10歳児1.3~7.3ミリシーベルト、1歳児1.6~9.3ミリシーベルト、計画的避難地区(平成23年3月末から同年6月にかけて避難を指示された地区)において、成人4.8~9.3ミリシーベルト、10歳児5.4~10ミリシーベルト、1歳児7.1~13ミリシーベルトとされている。この数値は自然放射線源によるバックグラウンド線量への上乗せ分である。データが不十分である場合には仮定を設けており、そのためこれらの数値は平均線量を実際よりも過大評価している可能性がある(33頁・104項)。

カ 本委員会は、被ばくが確定的影響のしきい値を大きく下回っていると理解している。これは、放射線被ばくを原因として生じ得る急性の健康影響(すなわち急性放射線症や他の確定的影響)が報告されていないこととも一致している(48頁・168項)。

キ 20km圏内の住民の避難によって、避難者の線量は大幅に低減した。本委員会は、これによって回避された実効線量が成人で最大50ミリシーベルト、避難によって回避された1歳児の甲状腺吸収線量は最大で約750mGyになると推定している（56頁・214項）。

ク 避難者及び避難区域以外で事故の影響を最も受けた地域の集団の最初の1年間における平均実効線量は、成人で約1～10ミリシーベルト、1歳児ではその約2倍になると推定された。リスクモデルを使用して推論した場合、この程度の線量でもがんのリスクがわずかに上昇することが示唆されるが、一般的な集団における事故の放射線被ばくによる疾患発生率の全体的な上昇は、日本人の基準生涯リスク（あらゆる固形がんにおいて平均35%であるが、性別、生活習慣や他の要因によって個人差がある）に対して検出するには小さ過ぎる（58頁・220項）。

ケ 幼少期及び小児期により高い甲状腺線量に被ばくした人々の間で甲状腺がん発生率が上昇するかどうかを見極めるという点に関して本委員会が確固たる結論を導くには、線量分布に関する情報が充分ではなかった。本件事故後の甲状腺吸収線量がチェルノブイリ事故後の線量よりも大幅に低いため、福島県でチェルノブイリ原発事故の時のように多数の放射線誘発性甲状腺がんが発生するというように考える必要はない（58頁・222項）。

コ 本委員会は胎児及び幼少期・小児期に被ばくした人の白血病のリスクを検討した。また、特に若年期に被ばくした人の乳がんのリスクも検討した。評価された線量と利用可能なリスク推定に基づき、本委員会は、当該集団でのかかる疾患の発生率が識別可能なレベルで上昇するとは予測していない（58頁・223項）。

サ 本委員会は妊娠中の被ばくによる自然流産、流産、周産期死亡率、先天的な影響、又は認知障害が増加するとは予測していない。さらに、本委員会は本件事故で被ばくした人の子孫に遺伝的な疾患が増加するとも予測していない（59頁・224項）。

シ 福島県での継続的な超音波検査により、比較的多数の甲状腺異常が見つかったが、これは本件事故の影響を受けていない地域での類似した調査に一致している。福島県での継続的な超音波検査では、このような集中的検診がなければ通常は検出されなかったであろう甲状腺異常（多数のがん症例を含む）が比較的多数見つかる予測されている。事故の影響を受けていない地域における集団の甲状腺がん発生率の調査は、そのような集中的な検診の影響を推定するのに有用な情報を提供するだろう（59頁・225項）。

4 UNSCEARの2015年報告書は、2013年福島報告書における主要な知見について変更がないことを確認したこと

UNSCEARは、2013年福島報告書の公表以降も、科学的な文献として公開される追加情報を踏まえた追跡調査活動を進めており、平成24年10月から平成26年12月まで（2013年福島報告書では平成24年10月までの情報を考慮した。）に公開された約80の文献について詳細を審査した。

これら80編の刊行物のうち半分以上はUNSCEARが2013年福島報告書で示した主要な仮定のいずれかを裏付けるものであった。さらなる解析又は追加調査による確実な証拠が必要なものもあったが、報告書の主要な仮定に異議を唱えるものや、主な知見に影響を与えるものはなかった（丙B54のv頁・6項）。

また、UNSCEARは、2013年福島報告書に対する批判における共通のテーマに対する見解を示している。

UNSCEARは、これらの追加情報に対する追跡調査活動や批判に対する見解について、平成27年の国連総会に報告書を提出するとともに、「東日本大震災後の原子力事故による放射線被ばくのレベルと影響に関する2013年報告書刊行後の進展」と題する白書を公表した（丙B54、以下「2015年報告書」という。）。

2015年報告書には、本件事故の放射線影響に関する評価について以下のとおり記載されている。

ア 公衆の被ばく線量評価に関し、審査された12編の刊行物のうち、2013年福島報告書の主要な知見に実質的な影響を与えるものはなく、10編は2013年福島報告書の主要な仮定の全体又は一部を確認している（9頁・31項）。

イ 本委員会は、多くの分野で、内部被ばくによる線量推定値の質と信頼性の向上に寄与すると思われる相当の進捗を認めた。これには、内部被ばくパターンの一層の明確化、個人WBC測定による線量測定地の検証、経口摂取及び再浮遊放射性核種の吸入による内部被ばく線量が外部被ばく線量よりもかなり小さいことの確認などが挙げられる（13頁・44項）。

ウ 2013年福島報告書に記載されている線量推定値は、沈着した放射性核種に対する外部被ばくによる線量及び食品の摂取による内部被ばく線量を低減するための長期的な環境修復措置を考慮に入れていない。したがって、既に実際に受けた線量又は将来に受ける可能性のある実際の被ばく線量よりも、過大に評価されている可能性がある（13頁・45項）。

エ 本委員会は、2013年福島報告書の当該分野における知見は現在も有

効であり、それ以降に発表された新規情報の影響を殆ど受けていないとの結論に達した。さらに、全身測定の結果により、食品中の放射性核種の経口摂取による実効線量が実際には食品測定データベースを用いた論理的な推定値（及び2013年福島報告書で全般的に報告されている推定値）よりもかなり低かった可能性があるという、（当時利用可能であったより限定的な測定値に基づく）2013年福島報告書にある記述の信頼性が増したといえる。また、復元した食事の調査に基づく分析も、記述内容を支持している。新規刊行物の大部分が、特に以下の点において、2013年福島報告書の想定及び知見を広く支持あるいは確認している。

(a) 日本の公衆の被ばく線量は、2013年福島報告書で予測されていたように、2011年以降は有意に減少した。

(b) 食品に含まれる放射性核種の継続的な摂取による内部被ばくからの総実効線量への寄与は小さく、再浮遊した放射性セシウムの吸入からの被ばくへの寄与はごくわずかである。

(c) 個人線量計で測定された外部被ばく線量、又は線量率の測定及び個人の聞き取り調査から推定した線量は、2013年福島報告書で報告された情報と基本的に合致している。

(以上につき、14頁・46項)

オ 妊娠及び出産の結果に関する初めての情報の一部が、Fujimori et al. により報告されている。日本全体に比べて、本件事故当時に妊娠していた福島県の女性8600名を対象にした調査における望ましくない妊娠結果の発生率は、死産、早産及び低出生体重でわずかに低く、出生時異常でわずかに高くなっている。同著者らは、福島県において、出生に関して有害結果が過剰にあるとの明確な証拠はないと結論している（19頁・72項）。

カ 本委員会は、2013年福島報告書の作業者と公衆における健康影響分野の知見は今も有効であり、現在までに発表された新規情報の影響をほとんど受けていないとの結論に達した。むしろ、新たな情報により、甲状腺調査における小結節、嚢胞及びがんの高い検出率は、集中的な集団検診及び使用機器の感度の高さによる結果であり、事故による放射線被ばくの増加の結果ではないとする報告書の記述についての重要性を高めている（19頁・75項）。

キ 年刊ダイジェストの初版となる本書のために審査された新たな情報源79編のうち、半数以上が2013年福島報告書の主要な仮定の1つ又は複数を確認するものであった。実質的に2013年福島報告書の主要な知見に影響を及ぼしたり、その主要な仮定に異議を唱えたりするものはなかったが、12編については、さらなる解析又はさらに質の高い調査で確認することにより、その可能性があるとして特定された（22頁・86項）。

ク ヒトにおける遺伝的影響の発生率の上昇については、いかなる被ばくレベルにおいても実証されておらず、これを本件事故後の公衆又は作業者において実証できるとは考えられなかった（32頁・A35項）。

ケ 国連システム内における本委員会の権限は、科学的な諸問題に関するものであり、原子力賛成又は反対のいずれの立場にもなく、実際に放射線や放射性物質の使用や生成を含む他の活動（医療、研究、産業など）に賛成も反対もするものではない。本委員会は、あらゆる線源からの電離放射線（自然界に存在する放射線を含む）の被ばくのレベルと影響について評価し報告する（34頁・A44項）。

コ 本委員会の指導原理は、メンバーに対して利害の対立に抵触しないよう求めている。2013年福島報告書に関与した者は全員、潜在的な利害の対立がないことを表明する正式な文書に署名している。評価作業に関与した担当者の選定は、UNSCEARの各国代表者の提案に基づいて行われた。主要な選定基準は、科学面での卓越した能力と、関連のある科学分野での適格性であった（34頁・A45項）。

5 以上で述べたとおり、専門的見地から科学的評価を行うことをその役割とするUNSCEARにおいて、80名を超える国際的科学者が、2年以上をかけて、さらにはその後の追跡調査等を含めると4年以上をかけて実施した評価において、線量推定値が、除染措置等の長期的な環境修復措置を考慮に入れておらず、実測値に比べて過大に評価されている可能性があるとの留保を付してもなお、福島県内の住民の本件事故による低線量被ばくの程度は、年間20ミリシーベルトを大きく下回るものと考えられている。

第2 内部被ばくに係る科学的知見及び本件事故後における食品摂取等の規制について

内部被ばくによる人体への健康影響に係る科学的知見及び本件事故後の食品摂取等に係る対応を整理すれば、以下のとおりである。

ア 自然界には、宇宙からの放射線（宇宙線）、土壤に含まれる鉱物に由来する放射線などの自然放射線が存在しており、宇宙線により1年間に人が受ける線量は日本の平均で0.29ミリシーベルト、大地からの1年間の線量は日本の平均で0.38ミリシーベルトとなっている（以上、外部被ばく、丙B2・16, 19頁）。また、平常時においても、食物などを通

じて体内に摂取された放射性物質に由来する被ばく（内部被ばく）を受けており、体内のカリウムその他の放射性物質から受ける線量の合計は、日本平均で1年間当たり約0.41ミリシーベルトであり（放射性カリウムについては約0.18ミリシーベルトとされている。丙B2・19頁）、また、空気中に漂っているラドンなどの吸入による内部被ばくについては、日本平均で1年間に0.4ミリシーベルトであると算定されているが、コンクリートや石造りで密閉度の高い北欧ではこの線量は高く、スウェーデンでは平均して日本の4倍と見積もられており、世界の平均は1年間当たり1.3ミリシーベルトである（丙B2・22頁）。

このように、日本人の平均では、外部被ばくによって約0.67ミリシーベルト、内部被ばくによって約0.81ミリシーベルト、合計1.5ミリシーベルトの自然界からの被ばくを受けている（世界平均は年間2.4ミリシーベルト、丙B2・23～24頁）。また、放射線を利用した医療診断により、国民一人当たりの平均で年間2.25ミリシーベルトの線量を受けている（丙B2・24頁）。（以上につき、丙B55の8枚目、丙B1・34～36頁参照）

また、公益財団法人原子力安全研究協会による2011年の生活環境放射線の調査結果では、外部被ばく・内部被ばくを含む自然からの被ばく線量合計は年間2.1ミリシーベルトと算定されている（丙B4・1頁）。また、医療に用いられる放射線検査による被ばく線量については、検査1回当たりの実効線量で、バリウムによる胃のX線検査において3.3ミリシーベルト、胸部X線CT検査で9.1ミリシーベルト、上腹部X線CT検査で12.9ミリシーベルトなどとされている（丙B4・8頁）。

イ 内部被ばくについて、外部被ばくとの比較において、放射性物質が身体の外部にあっても内部にあっても、それが発する放射線がDNAを損傷し、

損傷を受けたDNAの修復過程での突然変異ががん発生の原因となるから、臓器に付与される等価線量が同じであれば、外部被ばくと内部被ばくのリスクは同等と評価でき、ある放射性物質を吸入又は飲食物として摂取した場合、それがどの臓器に滞留し、各臓器がどの程度の線量を受けるか等については国際機関によって詳細に検討されており、体内での滞留時間や滞留する臓器の違い、吸入する放射性物質の大きさ等の特徴毎にモデル計算をすることにより、臓器の被ばく線量を計算することができる。したがって、核種が異なっても、線質の違い、臓器の感受性を考慮して評価されたシーベルト単位の線量が同じであれば、人体への影響は同じと評価される（以上につき、WG報告書（丙B5）・5頁）。

ウ 本件事故後に、福島県が行っているホールボディカウンターによる内部被ばくの測定調査では、6608人のうちセシウム134及びセシウム137による預託実効線量（体内に放射性物質を摂取後の内部被ばくの実効線量）が1ミリシーベルト以下の方が99.7%を占め、1ミリシーベルト以上の方は0.3%、最大でも3.5ミリシーベルト未満となっている（丙B5・14～15頁）。

また、福島県が平成23年6月27日から平成25年12月31日までに行ったホールボディカウンターによる内部被ばく検査では、1ミリシーベルト未満の方が99.9%を占めており、全員、健康に害が及ぶ数値ではなかったとされている（丙B16・6頁）。

エ 2013年国連総会報告書において、本件事故の放射線影響評価について、本件事故後1年間の実効線量の推計値（大人）として、避難した住民（主に避難前又は避難中の被ばく）は10ミリシーベルト以下、そのうち、平成23年3月12日の早いうちに避難したケースでは約5ミリシーベ

ルト以下、福島市の住民は約4ミリシーベルトとされていること（1歳の乳児の実効線量は大人の2倍とされている。）、ここで前提とされている被ばく線量の推計は実測値と比べてそれぞれ3～5倍及び10倍大きい。ため、本報告書の推計は、実際より過大である可能性があると同委員会自身が評価していること、本件事故による放射線被ばくによる死亡あるいは急性の健康影響はなく、モデルによる線量推計結果及び実測値を踏まえると、住民及びその子孫において本件事故による放射線に起因する健康影響については増加が認められる見込みはないとしていることについては、前記のとおりである（以上につき、丙B17）。

オ 政府は、平成23年3月17日に、本件事故後における放射性物質によって汚染された食品の飲食による衛生上の危害発生の防止を図るとの観点から、原子力安全委員会により示された指標値をもって暫定規制値とし、これを上回る食品については、食品衛生法6条2号に当たるものとして食用に供されないよう規制する措置を講じることとし（丙B56）、翌18日より地方自治体による検査が行われ、同月19日より、暫定規制値を超える食品の廃棄等の措置が採られている。

その上で、政府の原子力災害対策本部は、原子力災害対策特別措置法に基づき、平成23年3月21日以降、福島県内において、葉菜類等の一定の食品に係る政府による摂取制限措置を講じるとともに（これまでの対象品目と解除の状況については、丙B57参照）、原乳、野菜類等の多数の品目について、その後順次、出荷制限措置を講じている（これまでの対象品目と解除の状況については、丙B58参照）。

他方、平成23年4月4日には、厚生労働省が「食品中の放射性物質に関する暫定規制値の取扱い等について」（丙B59）を公表し、食品安全委員会、原子力安全委員会の助言を踏まえた原子力災害対策本部の見解も

受けて、当分の間、かかる原子力安全委員会が示した暫定規制値を維持することとし、同日付けで、地方自治体に対して、農畜水産物等の放射性物質の検査計画策定及び実施を求めている（丙B60）。そして、出荷制限・摂取制限については、暫定規制値を超えた品目についてその生産地域の広がりやを考慮して設定するとの考え方が示されている（丙B60の別紙1参考「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」のⅢ、1参照）。

そして、地方自治体を実施する放射性物質検査の結果は厚生労働省のホームページで公表されるとともに、農林水産省のホームページにおいても農産物に含まれる放射性セシウム濃度の検査結果が公表されている（丙B61・2～3頁）。

このように本件事故後には、政府及び地方自治体において、暫定基準値を超えて放射性物質に汚染された食品の出荷や摂取が行われないための措置が講じられており、かつ、放射性物質検査の結果等についても公表されている状況にある。

カ その後、食品安全基本法に基づき内閣府に設置された食品安全委員会において食品と放射性物質に係るリスク評価の検討が進められ、平成23年10月に同委員会により放射性物質による食品健康影響評価が取りまとめられたことを受けて（その検討方法等については、丙B55）、平成24年4月から、食品中の放射性物質に関する新しい基準値が施行されるに至った。これは、従前の暫定規制値を下回っている食品については健康への影響はないと一般的に評価され、安全性は確保されているものであるが、より一層、食品の安全と安心を確保するために、事故後の緊急的な対応としてではなく、長期的視点からの新たな基準値として設定されたものとされている（丙B55、丙C129）。

本件事故以前の原子力安全委員会による指標（すなわち暫定規制値）では、一般食品が500ベクレル/キログラム、牛乳及び飲料水が200ベクレル/キログラムとされていたのに対して、新しい基準値では、一般食品について100ベクレル/キログラム、牛乳について50ベクレル/キログラム、飲料水について10ベクレル/キログラムとするものであり、規制値を大幅に厳格化するものであった。この新しい基準は、年間の線量上限値を1ミリシーベルトとして、これに基づき一般食品等に割り当てる線量を決定したものであり（丙C129）、十分に安全側に立った基準であると解される。

従前の暫定規制値を満たす食品及び平成24年4月以降におけるこの新しい基準値を満たす食品の安全性については、厚生労働省のホームページにおいて、Q&A方式で説明がなされており、十分な安全性が確保されていることについてわかりやすく情報提供がなされている（丙B61）。

キ 厚生労働省は、食品からの実際の被ばくの程度について、平成23年9月と11月に東京都、宮城県、福島県で実際に流通している食品を調査して推計したところ、今後の食品からの放射性セシウムによる被ばく線量は、年間に換算して0.002～0.02ミリシーベルト程度であり、これは自然界に存在する放射性カリウムによる被ばく線量0.2ミリシーベルト程度と比べても非常に小さい値であった、と説明している（丙C129のQ2参照）。

ク 福島県内の水道水については、平成23年5月5日以降、福島県が実施した水道水放射性物質モニタリング検査においては、放射性ヨウ素及び放射性セシウムは検出されていない。また、その検出状況については福島県のホームページにおいて公表されている（以上につき、丙B62）。

ケ 本件事故以降，新聞において，放射線の健康への影響に関連する多数の報道がなされており，科学的知見の紹介，科学的知見に基づく冷静な対応の呼びかけ及び被ばく線量の実情や専門家の見解等が繰り返し報道されていることについては，既に，被告東京電力準備書面（４）３０頁以下等において述べたとおりである（甲Ｂ５２の３，６，７，１０，１１，１２，１４，１６，丙Ｂ２４の１～３０）。

コ すなわち，政府が，本件事故直後より，被災者に向けて様々な情報を発信したことも，被告東京電力準備書面（４）３５頁以下等において主張したとおりである。

経済産業省は，平成２３年３月２３日，原子力安全委員会による「避難・屋内退避区域外にお住いの皆様へのＱ＆Ａ」（丙Ｂ１８）を公表し，冷静な対応を呼びかけており，食物摂取に関しては，「出荷制限品目以外の葉菜類は食べても問題ありません。」，仮に出荷制限品目の葉菜類を食べた場合でも，「１年間食べ続けた場合を想定して制限値を決めています。１，２週間食べ続けても問題ありません。」と回答している（丙Ｂ１８・問１８，１９参照）。

また，政府原子力災害現地対策本部は，平成２３年３月２９日以降，被災地域向けニュースレターを発行するとともに，２４時間対応の相談窓口を設け，広報活動・相談窓口機能の拡充を図っている（丙Ｂ１９の１～８）。これらのニュースレターでは，食物摂取に関して，「食品衛生法上の暫定規制値等を超える放射性物質が，飲食物から検出された場合には，直ちに公表するとともに，対象となる食物を明確にし，出荷制限を指示するか，摂取を見合わせていただくよう要請しています。マスコミの報道や厚生労働省のプレス発表に注意してください。」と記載されている（丙Ｂ１９の

2・3枚目)。

さらに、厚生労働省は、平成23年4月1日、「妊娠中の方、小さなお子さんをもつお母さんの放射線へのご心配にお答えします。～水と空気と食べものの安心のために～」というパンフレットを作成するとともにホームページに掲載し、「水道水やお店にならぶ食べものは『影響を受けやすい乳児が口にしても安全であること』を考えた基準によって管理されています。赤ちゃんはもちろん、小さなお子さんに対しても特別なご心配はいりません。」と記載している(丙B20・1頁)。

福島県知事(当時)も平成23年3月22日及び同年4月1日に、県民に対して落ち着いて行動していただきたいとのメッセージをホームページ上に掲載している(丙B21の1, 丙B21の2)。

公益社団法人日本医学放射線学会は、平成23年3月に「放射線被ばくなどに関するQ&A」をホームページ上に掲載し、放射線被ばくに関する科学的知見を提供するとともに、適切かつ冷静な判断を促している(丙B22)。食物摂取に関しては、A12において、「現在、放射線が検出された、牛乳やホウレン草などの農作物は出荷が止まっています。出荷を停止した基準値は、国際的に見ても、少ない放射線量、すなわち、厳しい基準です。現在報告されている範囲の牛乳や野菜を数回食べてしまったとしても、妊婦や子供、お腹の中の赤ちゃんに対する影響を心配する放射線量ではありません」と記載している。

さらに、日本産科婦人科学会は、平成23年3月24日、「水道水について心配しておられる妊娠・授乳中女性へのご案内」(丙B23)を公表し、科学的根拠を明らかにしながら、妊娠中・授乳中女性が軽度汚染水道水を連日飲んでも、母体ならびに胎児に健康被害は起こらず、授乳を持続しても乳幼児に健康被害は起こらないと推定される旨を明らかにしている。

そして、このような情報は、ホームページや新聞報道などの媒体を通じて、広く住民が知り得る状態にあったと認められ、避難指示区域外の圧倒的多数の住民が実際には避難をしていないという実情もこのことを裏付けるものである。

以上のとおりの事情によれば、本件事故後において、本件事故に由来する放射性物質に汚染された食物等については、原子力安全委員会及び食品安全委員会が定めた規制値に基づき、これを超える場合には摂取制限又は出荷制限の措置が講じられており、これにより、放射性物質に汚染された食物を摂取することによって健康に影響を及ぼす事態が生じないように措置がなされているものである。そして、上記の各種の調査結果においても、福島県内の方々に健康に影響が及ぶ程度の内部被ばくが現実には生じているということとはできない。

また、上記のとおり、本件事故発生直後より、内部被ばくを含む放射線の健康影響に関する科学的知見については報道や政府又は専門機関によるホームページ等での情報提供等がなされており、自主的な避難を検討するなど、これらの情報に関心を有する方が、放射線の健康影響に関する科学的知見を知ることは十分に可能な状態にあったものである。

したがって、このような食品摂取等に係る規制の内容等を踏まえても、政府による避難指示によらない避難については、中間指針追補等が賠償対象期間として避難の合理性を肯定している期間の限度を超えて、避難を継続することに合理性があるとはいうことができず、中間指針等で示され、被告東京電力が公表している精神的損害に係る賠償額を超える部分については、本件事故との相当因果関係を認めることはできない。

以 上